

令和8年度鈴鹿市交通安全対策会議 会議録（要旨）

日 時 令和8年6月2日（火） 14時～15時

場 所 鈴鹿市役所 本館12階 1201会議室

出席者（敬称略）

委員17名中15名

会長 浦川 雅弘（鈴鹿市自治会連合会）
半澤 真平（鈴鹿市PTA連合会）
杉本 勝實（鈴鹿市老人クラブ連合会）
大野 ひさ子（鈴鹿地区地域交通安全活動推進委員協議会）
日置 純子（鈴鹿市自家用自動車協会）
森 一葉（三重県自転車協同組合）
加藤 秀春（鈴鹿市身体障害者福祉協会）
塚本 美子（公益財団法人鈴鹿国際交流協会）
根本 庄二（本田技研工業株式会社鈴鹿製作所）
澤野 仁嗣（鈴鹿警察署）
伊藤 秀則（国土交通省中部地方整備局三重河川国道事務所）
大下 賢一（三重県鈴鹿建設事務所）代理 諸岡裕幸
村上 裕子（一般公募委員）
伊藤 真由美（一般公募委員）
太田 恵子（一般公募委員）

事務局 危機管理部長 永井 洋一
交通防犯課長 山路 哲也
交通防犯課副参事 田中 文美
交通施設グループリーダー 森脇 義裕
交通安全・防犯グループリーダー 酒井 昌子

傍聴者 0名

内 容

1 開 会

2 危機管理部長あいさつ

3 委員任命

4 報告事項

〔事務局〕

委員 17 名中 15 名の出席により本会議は成立しております。また、本会議の公開は、会議録（要旨）を作成し、ウェブサイトで公開いたしますので、御了承いただくようお願いいたします。

5 議事

〔事務局〕

議事進行については、交通安全対策会議規則第 4 条の規定により浦川会長に議長をお願いいたします。

〔浦川議長〕

会長の浦川です。本日の会議の議長を務めさせていただきます。委員の皆様には、活発な意見交換とスムーズな進行にご協力いただきますようお願いいたします。

それでは、議事に入ります。

(1) 鈴鹿市交通安全計画 令和 3 年度から令和 7 年度の検証について、事務局から説明願います。

〔事務局〕

前期計画が令和 3 年度から令和 7 年度の 5 ヶ年計画となっており、計画期間が令和 7 年度で終了いたしましたので、計画の検証についてご説明いたします。

計画の検証につきましては、毎年この対策会議におきまして、年 1 回検証を行っております。

それでは資料 5 の鈴鹿市交通安全計画素案（令和 8 年度から令和 12 年度）の資料に、これまでの交通安全計画の目標値と実数値の表がございますのでご覧ください。

この表の一番下、第 4 次計画の目標値ですが、令和 7 年までに交通事故死者 4 人以下、交通事故重量者を 39 人以下、交通事故件数を 4,800 件以下としておりました。

次に資料の 4 ページをご覧ください。ページ下の棒グラフ、交通事故死者の推移と目標値をご覧ください。鈴鹿市の交通事故死者数は過去 10 年間で増減を繰り返しながら推移しておりましたが、令和 7 年には死者数は 9 人となり、計画の目標人数を大幅に超過し、死者数 4 人以下の目標達成には至りませんでした。

続きまして重傷者数ですが、5 ページの棒グラフをご覧ください。交通事故重傷者数は令和 3 年に減少しましたが、その後は増減を繰り返しながら令和 7 年には過去最少の 46 人となりました。しかし、目標の 39 人以下の目標達成には至りませんでした。

続きまして交通事故件数ですが、過去 10 年で見ると減少傾向で推移していましたが、令和 4 年から徐々に増加し、令和 7 年には 5,880 件となり、目標件数を大幅に超過しました。

以上のとおり、鈴鹿市交通安全計画で掲げた目標数値については、死者数、重傷者数、事故件数ともに目標達成には至りませんでした。今後、さらなる交通死亡事故防止対策を実施していかなければならないと考えております。

続きまして、令和3年度から令和7年度までの、今後推進すべき施策について説明をさせていただきます。

資料4の9ページから16ページに記載されております、第5章 今後推進すべき施策に掲げている8項目について、簡単に主な実施結果についてご説明をいたします。

1 道路交通環境の整備についてですが、1-1生活道路等における交通安全の確保についてですが、生活道路等の速度抑制については、自治会などからの要望により路面標示やグリーン帯を設置するなど、速度抑制及び歩行者の保護に努めました。その他にも、歩道整備、防護柵整備、道路照明灯及び道路反射鏡などを設置しました。

2 交通安全思想の普及徹底についてご説明いたします。

2-1 交通安全教育の推進については、交通教育指導員が中心となり、幼児から高齢者に至るまで幅広い世代に交通安全教室を実施いたしました。

2-2 交通安全に関する普及啓発活動の推進について主だった活動をご説明させていただきます。

(1) 交通安全運動の推進については、四季の交通安全運動期間中の活動としましては、各季の交通安全運動期間に出発式などを実施しました。

(2) 横断歩行者の安全確保について、交通安全運動期間中に市内の小中学校を、まもってくれてありがとう運動モデル校に指定し、登下校時の街頭指導を行い、横断歩道横断時の意思表示の徹底を図りました。

(3) 自転車の安全運転の推進については、小・中学校における自転車の交通安全教室において、児童生徒に対し自転車の交通ルール、交通マナーの遵守を指導しました。また、春・秋の運動期間中に、市内の中学校高等学校を、自転車安全教育モデル校に指定し、登下校時の街頭指導などを通じて自転車の安全利用を推進しました。

(4) すべての座席におけるシートベルトの正しい着用等の徹底については、春・秋の運動期間中に、市内の幼稚園、保育所、保育園を、チャイルドシート使用推進モデル園、モデル所に指定し、保護者に対するチャイルドシートの確実な使用を呼び掛けていただきました。

(6) 飲酒運転根絶に向けた広報啓発活動等の推進について、交通安全運動期間中に、酒類を提供する飲食店に対し、ハンドルキーパー運動への理解と協力を依頼していただきました。

3 安全運転の確保については、交通死亡事故死者数の半数以上を高齢者が占めることから、高齢者に対する交通安全教室を積極的に実施しました。

4 車両の安全性については、事業所や組合において、自動車点検や日常点検の指導を行っていただきました。また、自転車教室で自転車点検の指導を行ったほか、自転車組合さんとともに大型店舗で自転車点検を実施しました。

5 道路交通秩序の維持については、各種交通安全教室などで交通法規の遵守、交通マナーの向上などの交通安全教育、そして警察による交通安全指導。また、交通安全運動実施月の11日CTLなどの街頭交通指導を実施いたしました。

6 救急救助活動の充実については、事故現場における迅速的確な対応、関係機関間の迅速な連絡体制の確保を行いました。

7 被害者支援の充実と推進については、令和3年に鈴鹿市犯罪被害者等支援条例を制定し、被害者支援の充実に努めております。

7-1 自転車損害賠償責任保険等への加入促進については、令和3年に三重県交通安全条例が制定され、自転車損害賠償責任保険等への加入が義務化されたことから、交通安全教室の際には、交通事故により自転車の運転手が負うことになる責任と自転車損害賠償責任保険への加入を指導しております。

8 調査研究の充実については、交通事故発生状況の分析と交通事故統計冊子の作成配布及び重大交通事故発生時における事故防止の情報発信を行いました。

以上で、前計画の検証の説明を終わります。

[浦川議長]

ただ今の説明に対し、御意見御質問などどうでしょうか。

[意見なし]

[浦川議長]

特段意見もないようですので、次に鈴鹿市交通安全計画(令和8年から令和12年)について事務局から説明願います。

[事務局]

交通安全計画素案についてご報告いたします。

資料5の交通計画素案及び資料6の計画の概要をご覧ください。

計画策定の趣旨ですが、交通事故のない安全・安心な社会の実現をめざして、前計画の計画期間が令和7年度で終了したことに伴い、新たな計画を作成するものです。

2 計画の位置付けについては、国の第12次交通安全基本計画及び三重県の第12次三重県交通安全計画を上位計画とし、本年3月に示された県の間案を参考として素案を作成いたしました。また、鈴鹿市総合計画2031の単位施策を推進する推進プランとして位置付けております。

4 計画の構成ですが、全5章で構成しており、第1章で計画の基本的な考え方、計画期間、進行管理などについて記載されております。第2章交通事故死者数等の推移と現状では交通事故死者数と重傷者などの推移を示すとともに、本市における交通死亡事故の特徴として、高齢者の占める割合が半数を超えていることも、グラフとと

もに分析をしています。第3章では本計画の目標を明らかにしております。これまでの計画では、先ほど前回の計画の検証で説明したとおり、交通事故死者数、重傷者数、交通事故件数を目標値としておりました。次期計画においても、交通事故死者数と重傷者数、さらに、交通事故による死者や重傷者を減らすためには交通事故自体を減らすことが重要であるため、本市独自の指標として、交通事故件数を引き続き目標値といたします。目標値の設定に際しては、死者数、重傷者数、交通事故件数について、前計画ではいずれも目標達成に至りませんでした。鈴鹿市総合計画 2031 との整合性を図るとともに、県が前回の目標値の1割減としていることから、本市でも1割減と設定することとし、交通事故死者数4人以下、交通事故重傷者数35人以下、交通事故件数4,320件以下としました。

次に自転車等の交通事故防止を図るため、自転車等の人身事故件数を個別目標として新たに設定し、過去5年間の自転車等の人身事故件数のうち最小件数であった、令和6年の24件以下を目標としました。

第4章では重点課題についてまとめております。

1 高齢者の安全確保

交通事故死者数に占める高齢者の割合が半数以上を占めていることから、高齢者を被害者にも加害者にもさせないための対策を課題として記載しました。

2 こどもの安全確保

次代を担うこどもの安全確保として、通学路等の安全な歩行空間の整備、交通安全教育の推進、適切なチャイルドシートの使用の定着化を課題として記載しました。

3 歩行者の安全確保

自動車の運転者と歩行者双方への啓発の必要性について記載しました。

4 自転車利用者の安全確保

自転車運転中の罰則強化や、自転車に対する交通反則通告制度の適用の周知・啓発、自転車点検・整備及びヘルメット着用に関する啓発及び自転車保険への加入促進を課題として記載しました。

5 特定小型原動機付自転車等の安全対策の推進

特定小型原動機付自転車等の交通ルールの周知や、交通安全教育等の重要性について記載しました。

6 生活道路における安全確保

中央線などのない生活道路では、今年の9月から法定速度が30キロに引き下げられるため、速度抑制のための道路交通環境の整備や適切な交通指導取締り、自動車の生活道路への流入抑制にも取り組むべき課題として記載しました。

7 外国人の交通安全対策の推進

外国人の自動車運転者や自転車等利用者、歩行者に対する日本の交通ルール等の理解への取組の必要性について記載しました。

8 先進技術の活用推進

先進技術の活用により、交通事故の更なる減少が期待されることから、サポカーや自動運転など安全運転を支援する先進技術の普及啓発について記載しました。

9 地域が一体となった交通安全施策の推進

行政と市民、事業者等が協働して、地域特有の課題解決に取り組む重要性について記載しました。

第5章では今後推進すべき施策として、8項目の取組について記載しています。

この8項目は前計画の8項目と同じですが、内容につきましては、具体的な施策を記載し、庁内関係部局とも協議を行い作成をしております。

1 道路交通環境の整備

これは6項目挙げております。

(1) 生活道路等における歩行者等優先の安全安心な歩行空間の整備

生活道路や通学路等における交通安全を確保するため、車両速度抑制に取り組んだり、グリーン帯等の設置を進めます。

(2) 交通安全施設整備の推進

道路反射鏡や防護柵等の設置、区画線の整備等、事故危険箇所に見合った対策を行います。

(3) 高齢者等の移動手手段の確保

「鈴鹿市地域公共交通計画」など、その他の関連計画と整合・連携のもと取り組みます。

(4) 自転車利用環境の保持

自転車等の放置防止に取り組みます。また、自転車の通行帯を区分するため、自転車通行ナビラインの設置に取り組みます。

(5) 災害に備えた道路交通環境の整備

緊急輸送道路上の橋の耐震対策などを推進します。

(6) 駐車対策の推進

違法駐車防止の啓発活動などを行います。

2 交通安全思想の普及徹底

これは2項目で構成されています。

(1) 交通安全教育の推進

交通教育指導員などによる幅広い世代に対する参加・体験・実践型の交通安全教室などを引き続き積極的に実施します。

なお、本市の課題であります高齢者の交通死亡事故抑止については、高齢者の交通安全教室について毎年工夫を凝らして実施しています。しかし、教室に参加されるのは一部の方であり、参加されない高齢者に対して、どう啓発していくかという課題があります。この点については、民生委員な

ど高齢者と接する機会の多い方を通じて声掛けの依頼をしておりますが、地域全体で高齢者の安全を確保する取組を引き続き実施していきます。外国人の交通安全教室については、外国人を雇用する企業や日本語学校などに対し、効果的な交通安全教育やフェイスブック等を活用した交通ルールの周知に努めます。

(2) 交通安全に関する普及啓発活動の推進

交通安全運動の推進や歩行者の安全確保のほか、自転車の安全利用など、交通ルールを周知していくための啓発や、自動車の安全運転の推進にも取り組みます。また、外国人に対する交通安全教育や啓発にも取り組みます。

(3) 安全運転の確保

車を運転する方には、運転者教育や安全運転管理者による指導を通じ、歩行者等の保護意識を高める活動を行います。また、高齢ドライバーには運転者教育を充実させるとともに、運転免許証自主返納制度に関する周知にも努めます。

(4) 車両の安全性の確保。車両の先進安全技術に関する広報啓発を推進します。

また、自転車定期点検整備の重要性に関する周知などにも取り組みます。

(5) 道路交通秩序の維持

警察では、交通事故実態に即した交通指導取締りを行うとともに、本年4月から運用されました自転車の交通反則通告制度について、関係機関団体と連携して広報啓発に取り組みます。

(6) 救急救助活動の充実

救急医療機関と消防機関等の相互協力関係の推進。特に救急救命士、救急隊員等による救急医療、応急処置等の実施体制を強化します。

(7) 被害者支援の充実と推進

鈴鹿市犯罪被害者等支援条例に基づき、交通事故被害者等のための施策を推進します。また、自転車損害賠償責任保険等への加入促進に取り組んでいくほか、自動車事故による被害者を救済するため、自動車損害賠償保障制度に関する啓発にも取り組みます。

(8) 調査研究の充実

適切な交通安全施策を推進するため、交通事故の分析を充実させ、交通事故要因の調査研究に努めます。

交通安全計画素案の説明については以上のとおりです。

〔浦川議長〕

交通安全計画素案の説明がありました。これにつきまして、御意見御質問などはございませんでしょうか

〔根本委員〕

4 ページにあります計画の基本目標の中の交通死亡事故について、これは5年後にこの目標値を達成すればいいということですか。それとも5年間を通してこの目標値を達成するということと、どちらになるか。

〔事務局〕

計画の最終年度の12年度にこの目標に向かって進むというような目標値を立てております。

〔根本委員〕

PDC Aサイクルを回していくとなると、毎年度の目標値というものがあって然るべきではないのか。

〔事務局〕

鈴鹿市の上位計画であります2031の個別計画で年度年度の目標を設定していきたいと思っております。

〔根本委員〕

その点を明確にしておいた方が、皆さんがどういう活動をしていったらいいのかが非常に明確になると思います。

もう一点なのですが、5ページの下にあります、ながらスマホ対策の強化について、そこに自動車運転中の携帯電話使用等による死亡事故、重傷者、重傷事故が増加しているとい書いてありますが、具体的にどのぐらい増加しているか、何か明確な資料はありませんか。

〔事務局〕

数字としては把握していないのですが、県の計画等を参考に、増加しているということで把握しており、ながらスマホの事故防止対策は強化していくべきものだと考えます。

〔根本委員〕

鈴鹿市の事故件数がかなり高位で止まっている状況で、ながらスマホの影響がどのくらいあるのか。事故原因は調査されていると思いますので、ながらスマホの件数が多いということであれば、そこは重点課題として取り組むべきではないかなと思います。

〔事務局〕

本市の統計データは三重県警察からいただいておりますが、そこまで詳しいデータは把握できていません。できる範囲でデータを取り寄せて、皆さんにご報告させていただきたいと思います。

〔根本委員〕

全体的にはいろいろ活動されて大変いい計画だなと思いますが、集中してやるべきところはやったほうがいいのか。事故を分析して、増加しているところを集中して対策を講じると事故件数の減少につながるのではないかと。

〔浦川議長〕

ほかの方々に御意見御質問がございませんか。

〔森委員〕

安全計画素案の7ページですが、高齢者の安全確保の中に、県の方では身体機能の衰えともう一点、認知機能の低下が運転に影響を与えるという文面が入っています。認知機能の低下が影響するという文面を入れた方がいいと思います。

〔事務局〕

検討させていただきます。

〔森委員〕

もう一点、昨年の秋に国が自転車のルールブックというものをだしておりますので、そちらの活用を含めて記載いただきたいと思います。

それと10ページにあります、道路交通環境の整備のところで幹線道路と生活道路の機能分化とありますが、自転車空間の道路の整備を入れていただくことも検討してほしいと思います。

〔浦川議長〕

御意見ありがとうございました。いろいろな要望はありますが、何を優先させるか考えていただきたいと思います。

皆様には活発な御意見ありがとうございます。あまりにボリュームが増えてもなかなか浸透しないということもありますが、これについては人の命にかかわることですので、できる限り計画に盛り込んでいただきたいと思います。

以上で終了させていただきますが、何か言い残しとかございませんか。

ないようですので、これで議長を退任させていただきます。

〔事務局〕

議事の進行どうもありがとうございました。また、貴重な御意見ありがとうございました。本日いただいた御意見を参考にして、計画案の修正を進めていきますのでよろしく願いいたします。

最後になりますが、今後のスケジュールについてご報告させていただきます。

今回いただいた御意見を参考に修正を加えまして、庁内の会議等で説明を行い、承認をいただきましたら、8月ごろにパブリックコメントを行い、広く市民の方から意見を募集していきたいと考えております。パブリックコメント等でもいただいた意見を元に、修正すべき点を修正した上で、庁内の会議等を経て、最終案を完成させていこうと考えております。

最終案につきましては9月末の公表を予定しておりますので、9月末に向けて第2回交通安全対策会議を開催し、また検討をいただきまして、最終決定、公表へと進んでいきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

今後も交通事故のない社会をめざして、交通安全施策を推進していきたいと考えておりますので、皆様の御協力をいただきますようお願いいたします。

本日はお忙しい中、誠にありがとうございました。